

三重県一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県、三重県教育委員会及び三重県警察本部が発注する建設工事の請負契約において、より良質な工事を確保し、かつ、入札手続きの透明性・客観性・競争性を高めるために、一般競争入札の入札手続きについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び三重県会計規則（平成18年規則第69号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(建設工事の種類)

第2条 一般競争入札を行う建設工事（以下「対象工事」という。）の種類は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事とする。

(対象工事の規模)

第3条 対象工事は、前条に規定する全ての建設工事で、紙入札により発注する工事とする。

建設工事の工事設計金額が「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」により定められる額（特定役務のうち建設工事の調達契約においては1,500万SDR）以上の工事（以下、『WTO対象工事』という。）については、『一般競争入札』、当該金額未満の工事については、『条件付き一般競争入札』とする。

(競争入札の公告)

第4条 対象工事の入札を実施しようとするときは、規則第62条の規定により、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札を行う工事の概要
- (2) 入札参加者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札説明書等の配布の日時及び場所
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 予定価格
- (7) 議会の議決を要する場合はその旨
- (8) 入札の無効に関する事項
- (9) その他必要な事項

- 2 入札の公告は、別添 1 の入札公告例に準じて作成のうえ、入札情報サービスに掲載、または、三重県会計規則運用方針第 62 条関係 4 による方法により掲載し、かつ、対象工事を担当する発注機関に掲示して行うこととする。
- 3 WTO 対象工事における、入札の公告については、第 2 項に定める手続きのほか、三重県公報に登載するとともに、当該対象工事を担当する発注機関に掲示して行うこととする。

また、公告においては、次に掲げる事項を英語により記載する。

- 1) 工事名
- 2) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加確認資料の提出期限
- 3) 入札執行の日時
- 4) 第 10 条に定める入札説明書入手するための照会窓口

(競争入札参加資格要件)

第 5 条 対象工事の入札参加者は、公告日から落札決定日までの間において、次の各号の全ての要件を満たす者でなければならない。ただし、WTO 対象工事および特殊工事等において発注機関の長があらかじめ必要と定めた工事においては、第 4 号については入札締切日の前日までに登録されていれば足りるものとする。

- (1) 対象工事の種類に対応した法別表下欄の建設業について、法第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けた者であること。
- (2) 法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受審し、かつ有効期限内であること。
- (3) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 建設工事に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により、資格(指名)停止を受けている期間中でない者。
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合、又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (8) 対象工事の設計業務の受託者との資本面及び人事面における関係について、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 資本面においては受託者の発行済株式総数の 50%を超える株式を保

有又はその出資の総額の50%を超える出資をしていないこと。

ロ 人事面においては建設業者の代表権を有する役員が、受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

- 2 特定建設工事共同企業体もしくは経常建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）が参加する場合においては、共同企業体の構成員全員が前項各号の要件を満たす者でなければならない。

（競争入札参加資格確認の申請）

第6条 対象工事の入札に参加しようとする者は、第4条に基づく入札の公告に定めるところにより、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する競争入札参加資格の確認を受けようとする者は、競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）に同種工事の施工実績（様式第2号）及び主任技術者等の資格・工事経験（様式第3号）を添付し、発注機関の長に提出するものとする。

ただし、入札の公告の定めるところにより、総合評価方式の技術提案書など、別途提出書類が指定された場合、並びに株式の保有又は出資状況及び役員名簿が必要と認められた場合は、当該書類を添付するものとする。

なお、WTO対象工事については、郵送又は持参による提出を認めるものとする。

また、特定建設工事共同企業体が参加する場合においては、別に定める三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に規定する特定建設工事共同企業の競争入札参加資格審査申請を公告に定める期日までに行わなければならない。

- 3 発注機関の長は、前項の競争入札参加資格確認申請書が提出されたときは、各部局等に設置する競争入札審査会に諮り、原則として、申請書の提出期限の翌日から起算してWTO対象工事については10日以内、条件付き一般競争入札については5日以内に、申請者に対し競争入札参加資格確認通知書（様式第5号）により確認結果を通知するものとする。

ただし、総合評価方式を適用する場合は、WTO対象工事については申請書（技術提案資料）の提出期限の翌日から起算して20日、条件付き一般競争入札については10日以内に、申請者に対し競争入札参加資格確認通知書（様式第5号）により確認結果を通知するものとする。

- 4 発注機関の長は、前項の規定により競争入札参加資格を確認する場合において、競争入札参加資格がないとした者に対しては、その理由を記載するものとする。

- 5 第3項による通知を行う際には、工事内容や審査の内容に応じ、決裁も

しくは競争入札審査会に諮り通知するものとする。

(競争入札参加者の資格確認基準)

第7条 前条第3項に規定する競争入札参加資格の確認は、次の各号に定める確認基準により行うものとする。

(1) 第5条の要件を満たしていること。

(2) 同種工事の施工実績を要件とした場合

過去10年間に単独で、又は共同企業体の構成員(出資比率が20%以上の場合のものに限る。)として、対象工事と同種工事の施工実績があること。(共同企業体に参加する場合においては、共同企業体の構成員に施工実績があること。)

(3) 主任技術者等の資格・工事経験

配置予定の主任技術者等は、競争入札審査会で必要な資格を定めることとする。

なお、落札した場合には、当該配置予定の主任技術者等を当該工事現場に配置することができること。

また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有すること。ただし、平成16年3月以降に監理技術者資格者証の更新をおこなった者にあつては、監理技術者資格者証に併せ講習修了証を有すること。

(4) その他入札の公告において付された条件を満たしていること。

2 WTO対象工事において、前項に規定する同種工事の施工実績及び主任技術者等の工事経験について確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国若しくは地域(以下「協定非適用国等」)に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち協定非適用国等に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の2分の1以上を出資しているものにあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第8条 第6条第4項の規定により競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、発注機関の長に対し、第6条第3項に規定する競争入札参加資格確認通知の期限の日の翌日から起算して2日(三重県の休日等を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)以内に書面を持参することにより説明を求めることができる。

- 2 発注機関の長は、前項に規定する理由を求められたときは、競争入札審査会に諮ったうえ、入札参加資格がないとされた理由について、前項の規定により説明を求められることができる期限の日の翌日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。
- 3 前項の規定により競争入札審査会に諮った結果、競争入札参加資格があると認められたときは、発注機関の長は第6条第4項の通知を取消し、前項の回答と併せ、競争入札参加資格確認通知を行うものとする。

(競争入札参加資格の取消し等)

第9条 第6条第3項の規定により競争入札参加資格確認の通知を受けた者が、競争入札参加資格確認申請後落札決定日までに第5条に規定する要件を満たさなくなったときは、発注機関の長は競争入札審査会に諮るなどにより競争入札参加資格を取り消すものとする。

なお、取り消す場合は、競争入札参加資格取消し通知書(様式第6号)により通知するものとし、この通知に当たっては第8条の規定を適用するものとする。

(入札説明書の配付等)

第10条 発注機関の長は、入札説明書を、別添2の入札説明書例に準じて作成するものとし、別冊として、公告の写し、函面、仕様書、入札心得及びその他の説明書を含める。

- 2 入札説明書等の閲覧及び配付の期間及び場所並びに配付方法は、公告する。

なお、配付は、公告後速やかに開始するものとし、入札執行日の前日まで配付する。

- 3 入札説明書等の配付に当たっては、実費を徴収することができるものとし、実費を徴収する場合は、そのことを公告する。
- 4 入札説明書等の配付については、各部局で定めるところにより委託できるものとする。

(質問書の提出及び回答書の閲覧等)

第11条 入札説明書について質問があるときは、入札説明書等の配付を開始した日の翌日から入札執行日前日の5日前まで、質問書(様式第7号)を持参することにより、発注機関の長に対し質問をすることができる。

- 2 前項の規定により質問書の提出があったときは、発注機関の長は、質問書の提出期限日の2日後から入札執行日の前日まで、質問書に対する回答

書を閲覧に供するものとする。

(入札の執行)

第12条 入札の執行回数は、1回を限度とする。

- 2 入札執行職員は、入札の執行にあたり、第6条に規定する競争入札参加資格確認通知書の提示を求めるものとする。
- 3 入札執行職員は、対象工事の入札時に、工事費内訳書の提出を求めるものとする。
- 4 入札は、持参又は郵送により行うものとし、電送によるものは受付けない。

なお、郵送の場合は、提出期限を入札執行日の前日以前の日時を定め公告するものとする。

- 5 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第13条

(1) 入札保証金 納付

ただし、三重県建設工事執行規則(昭和39年三重県規則第16号。)第七条に該当するときは免除

(2) 契約保証金 納付

ただし、規則第75条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができる。

(入札の無効及び失格)

第14条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
 - (2) 入札心得、入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
 - (3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認後、資格(指名)停止措置を受け入札時点において資格(指名)停止期間中である者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札
- 2 対象工事の入札において、適正な入札の執行を妨げたときは、その者は

失格とし再度の入札に参加できない。

(入札の延期等)

第15条 対象工事の入札の執行について天災その他止むを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は取り止めることがある。

- 2 入札者が1者だけの場合は、入札を中止することがある。
- 3 前2項の場合における費用は、入札者の負担とする。

(入札の辞退等)

第16条 第6条の規定により競争入札参加資格条件の確認を受けた者は、原則として、入札参加を辞退することはできないものとする。

ただし、入札書の投函前においては、やむを得ない理由がある場合に限り、その理由を添えた辞退届を提出することにより入札を辞退することができるものとする。

(入札結果の公表)

第17条 対象工事の入札情報について、次の各号に掲げる事項をインターネットへの掲載及び閲覧により速やかに公表するものとする。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書を提出した業者名
- (2) 競争入札参加資格がないと認めた業者名及びその理由
- 2 前項の規定にかかわらず、入札が不調に終わった場合においては、「入札不調」と記載し、入札の経緯は公表しない。
- 3 入札結果については、インターネットへの掲載及び閲覧により速やかに公表するものとする。
- 4 WTO対象工事においては、発注機関は、落札決定日の翌日から起算して72日以内に三重県公報に登載しなければならない。
- 5 公表の期間は、当該契約締結年度及び翌年度とする。

(競争入札審査会)

第18条 一般競争入札に必要な次の各号に掲げる事項を審査するため、対象工事を所管する部等に競争入札審査会を置く。

- (1) 入札形態(単体企業による入札、特定建設工事共同企業体による入札、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合入札)に関する事項
- (2) 競争入札参加資格の設定及び確認に関する事項
- (3) 競争入札参加資格を確認されなかった者に対する理由説明

(4) その他部長等が一般競争入札実施に必要と認めた事項

(苦情申し立て)

第 19 条 参加資格の確認その他の手続に不服のある者は、発注機関の長に対して苦情申立を行うことができる。

2 発注機関の長は、苦情申立を三重県政府調達苦情検討委員会又は、各部に設置する競争入札審査会に諮る。

(虚偽記載に関する取扱い)

第 20 条 申請書又は添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになった場合には、虚偽記載をした者に対し、三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により、資格(指名)停止を行う。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の執行に関し必要な事項は、発注機関の長が競争入札審査会に諮って定める。

2 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を公告及び入札説明書において明らかにする。

附 則 この要綱は、平成 8 年 10 月 11 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。